

年金法令・制度運営（問題）

【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1. 次は、「確定給付企業年金法」に規定する「総則」に関する記述である。

（目的）

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、（ A ）等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と（ B ）の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る（ C ）を支援し、もって公的年金の給付と相まって（ D ）の安定と（ E ）の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章から第十三章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

2 （略）

3 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項（ F ）に規定する（ F ）厚生年金被保険者又は同項（ G ）に規定する（ G ）厚生年金被保険者に限る。）をいう。

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者（以下「加入者」という。）に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された（ H ）をいう。

【選択肢】

- | | | |
|----------------|-------------|----------------|
| (ア) 高齢期の生活の多様化 | (イ) 働き方の多様化 | (ウ) 雇用の流動化 |
| (エ) 産業構造の変化 | (カ) 給付制度 | (キ) 老齢給付 |
| (ク) 年金制度 | (カ) 給付制度 | (ク) 企業の負担 |
| (シ) 第一号 | (ク) 高齢者の生活 | (シ) 第四号 |
| (チ) 年金給付水準 | (シ) 第二号 | (ツ) 国民の生活 |
| (ト) 公益社団法人 | (チ) 老後資金 | (テ) 退職後の従業員の生活 |
| (ヌ) 一般社団法人 | (ト) 社団法人 | (テ) 福祉 |
| (ヒ) 資金負担の平準化 | (ヌ) 社団 | (ト) 生活水準 |
| | (ヒ) 自主的な努力 | |

設問2. 次は、「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「給付の額を減額する場合の取扱い」に関する記述である。

第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項

1 (略)

2 給付の額を減額する場合の取扱い

(1) (略)

(2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の(A)に際し、①のウに該当する場合は、少なくとも(B)程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、(A)前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

① (A)によって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア (A)前後の総通常予測給付現価が減少する場合

イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が(A)によって減少する場合

ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合((C)の計算方法の変更による減少を含む。)

② (略)

③ リスク分担型企業年金における制度変更(規則第5条第1号に規定するリスク分担型企業年金統合等変更及び規則第12条第1号に規定するリスク分担型企業年金基金合併等変更を含む。)であつて、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、(D)とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額(規則第64条の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該拠出する額を含めるものとする。)から(E)の2分の1の額を控除した額が(F)場合(①に該当する場合を除く。)

この場合において、一部の加入者又は受給権者等に係る(D)、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額及び(E)の算定については、(G)により按分したものをを用いること。

(略)

【選択肢】

(ア) 1年	(イ) 3年	(ウ) 5年	(エ) 7年
(カ) 最低積立基準額	(ク) 最低保全給付	(キ) 要支給額	(ク) 給付の額
(ケ) 財政再計算	(コ) 財政決算	(ク) 給付設計の変更	(シ) 規約の変更
(ス) 通常予測給付現価	(セ) 数理債務の額	(ソ) 財政悪化リスク相当額	(タ) 積立金の額
(フ) 特別掛金収入現価	(ツ) 未償却過去勤務債務	(テ) 責任準備金の額	(ト) 別途積立金
(ナ) 下回る	(ニ) 上回る	(ヌ) 減少する	(ネ) 増加する

設問3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19に関する数理実務基準」に規定する「死亡率（数理上の仮定）」及び「資産の上限」に関する記述である。

19. 死亡率（数理上の仮定）

数理上の仮定として死亡率の選定又はその（ A ）について依頼主に助言を行う場合には、会員は、（ B ）及び（ C ）を考慮して、制度の加入者及び受給権者の将来の死亡率の予想される（ D ）を反映させる。そのような方法には、例えば、暦年別又は出生年別の死亡率表からなるマトリクスを用いること、将来の一定期間にわたる死亡率の（ D ）を織り込むこと、がある。

25. 資産の上限

資産の上限は、（ E ）、又は、制度へ支払う将来の掛金の減額の形で企業が利用可能な（ F ）の現在価値である。IAS19は、defined benefit 資産の純額をdefined benefit 制度の剰余と資産の上限の、いずれか小さい額として、企業が認識することを要求している。IFRIC 解釈指針14に、資産の上限をどのように判断するかが示されている。

（ G ）や（ H ）の法的な解釈といった論点を十分考慮すべきことを踏まえ、会員は、資産の上限を適用するかどうか、及び、適用する場合の方法について、依頼主に確認する。

【選択肢】

(ア) 検討	(イ) 採用	(ウ) 評価	(エ) 重要性
(カ) 相関性	(ク) 比例性	(キ) 類似性	(ケ) 近似性
(ク) 信頼性	(コ) 妥当性	(サ) 対称性	(シ) 合理性
(ス) 制度規約	(セ) 責任準備金	(ソ) 最低積立基準額	(タ) 積立上限額
(チ) 変化	(ツ) 改善	(テ) 低下	(ト) 上昇
(ナ) 支給要件	(ニ) 受給資格	(ヌ) 受給権	(ネ) 最低積立要件
(ノ) 退職金からの控除	(ハ) 給付増額	(ヒ) 制度からの返還	(フ) 将来の掛金
(ヘ) 経済的便益	(ホ) 剰余	(マ) 将来の掛金の減額	(ミ) 掛金

設問4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」に規定する「イールドカーブ」に関する記述である。

① 市場データの範囲（ユニバース）の設定

イールドカーブを推定するために用いる市場データのユニバースを設定する。

(1) 債券の種類

参照する債券の種類については、次の各項が参考になる。

適用指針第24項では、「退職給付債務の計算における割引率は、（ A ）債券の利回りを基礎として決定するが、この（ A ）債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けが（ B ）相当以上を得ている社債等が含まれる。」とされている。

適用指針第93項（結論の背景）では、「時期や金額が異なる支払から構成される退職給付債務をより適切に割り引くべきと考えたことや、国際的な会計基準における考え方との整合性を図るために、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を使用することとした。」とされている。適用指針第93項で言及されている「国際的な会計基準における考え方」として、IAS19では、割引率は、期末における優良社債のイールド（yields）を参照することとされ、このような優良社債に関して（ C ）市場がない通貨については、当該通貨建の政府債の市場イールドを用いる旨が示されている。

(2) 格付け

優良社債をユニバースとする場合には、格付けに基づいて参照すべき社債を抽出する。なお、その際、格付けは、ある時点での発行体の（ D ）を格付け会社が評価しているものであり、格付けが常に適切に行われているとは限らないことに留意する。例えば、発行体の（ D ）が急激に高まった場合等、格付けの変更が発行体や取引の実態に追いつかないことがあると言われている。

(3) 仕組み債などの取扱い

仕組み債は、ストレートボンドとは異なる価格形成をされていることや、流動性の低い債券の取引価格は一般的に（ E ）が高くなると言われていることから、ユニバースから除外することなどを検討する。

(4) データの取得

債券は（ F ）が大半を占める。債券市場の情報は、金融情報プロバイダーなどから提供されている。提供者によってデータの内容が異なり得ることに留意する。

(5) (略)

(6) 適切な見直し

過去に採用したユニバースの設定方法は、通常は（ G ）に使用するが、その合理性は環境の変化によって低下する可能性があるため、必要に応じて見直しを検討する。

【選択肢】

(ア) 安全性が確保された	(イ) 安全性の高い	(ウ) デフォルト懸念がない	
(エ) デフォルトの可能性が低い	(オ) ダブルA格	(カ) A格	
(キ) ダブルB格	(ク) B格	(ケ) 厚みのある	(コ) 感応度がある
(サ) 十分な	(シ) 許容度がある	(ス) 流動性リスク	(セ) 金利リスク
(ソ) 価格変動リスク	(タ) 信用リスク	(チ) リターン	(ツ) リスク
(テ) ボラティリティ	(ト) ベータ	(ナ) 絶対取引	(ニ) 相対取引
(ヌ) 店頭取引	(ネ) 店外取引	(ノ) 5年程度を目安	(ハ) 長期的
(ヒ) 中長期的	(フ) 継続的		

設問5. 次は、中小企業退職金共済制度の掛金に関する記述である。

- ・ 短時間労働者を除く被共済者の中小企業退職金共済の掛金は、月額が（ A ）円から（ B ）円までの1,000円刻みと12,000円から（ C ）円までの2,000円刻みの中から被共済者ごとに選択でき、事業主が全額負担する。
- ・ 新規加入助成と月額変更助成という2種類の掛金助成制度がある。新しく加入する事業主に対しては、加入後4か月目から1年間、国から掛金月額（ D ）の助成がある。また、（ E ）円以下の掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、国から増額分（増額前と増額後の掛金月額の差額）の（ F ）の助成がある。

【選択肢】

(ア) 3,000	(イ) 4,000	(ウ) 5,000	(エ) 6,000
(オ) 7,000	(カ) 8,000	(キ) 9,000	(ク) 10,000
(ケ) 11,000	(コ) 12,000	(サ) 13,000	(シ) 14,000
(ス) 15,000	(セ) 16,000	(ソ) 17,000	(タ) 18,000
(チ) 19,000	(ツ) 20,000	(テ) 22,000	(ト) 24,000
(ナ) 26,000	(ニ) 28,000	(ヌ) 30,000	(ネ) 35,000
(ノ) 2分の1	(ハ) 3分の1	(ヒ) 4分の1	(フ) 5分の1
(ヘ) 6分の1	(ホ) 8分の1	(マ) 10分の1	(ミ) 12分の1

設問6. 次は、通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」の別紙「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」に規定する「iDeCoの拠出限度額について」に関する記述である。

(iDeCoの拠出限度額について)

- ① 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）に加入する者については、月額5.5万円から事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額とを合算した額）を控除した残余の範囲内で（ただし、月額（ A ）万円を上限）、iDeCoの掛金を毎月拠出できるものとする。国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合の組合員については、月額5.5万円から事業主掛金に相当する額として算定する額（共済掛金相当額）を控除した残余の範囲内で（ただし、月額（ A ）万円を上限）、iDeCoの掛金を毎月拠出できるものとする。（DC令第36条関係）
- ② 今回の見直しは、これらの者について、iDeCoの掛金を上限（ A ）万円に統一した上で、各月の拠出限度額から事業主の拠出額を控除した残余の範囲内で毎月拠出できるようにするものであり、iDeCoの掛金については、各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出に限るものであること。引き続き、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での毎月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないこと。（DC令第34条の2、第35条及び第36条の2関係）
- ③ 企業型DCを実施する事業主が（ B ）及び（ C ）を経由して（ D ）に通知する事項（第2の⑤に記載の通知）に、DB等の他制度掛金相当額を追加すること。（DC規則第61条の2関係）
- ④ DBを実施する事業主等（DB法第29条第1項に規定する事業主等をいう。⑤において同じ。）、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金は、毎月末日現在におけるDB、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金に加入する者に関する情報（他制度掛金相当額を含む。）を翌月末日までに、（ C ）を経由して（ D ）に通知しなければならないこと。DB法第93条の規定により加入者等に関する情報の管理に係る業務を同条に規定する法人に委託している場合は、この通知は、当該法人及び（ C ）を経由して行うものとする（厚生年金基金も同様）。これらの通知は電磁的方法により行うものとする。（DC規則第61条の2関係）
- ⑤ （略）
- ⑥ （略）
- ⑦ （略）
- ⑧ DB等の他制度のみに加入する者の拠出限度額がDB等の他制度掛金相当額の反映によって個人型年金規約で定めるiDeCoの掛金の最低額（（ E ）万円）を下回る場合、資産額が一定額以下である等の（ F ）の要件を満たせば（ F ）を受給できるものとする。（DC法第62条及びDC令第34条の2関係）
- ⑨ （略）

【選択肢】

(ア) 0.1	(イ) 0.2	(ウ) 0.5	(エ) 1.0
(カ) 1.2	(ク) 2.0	(キ) 3.2	(ク) 3.5
(ケ) 企業型記録関連運営管理機関		(コ) 個人型記録関連運営管理機関	
(カ) 企業年金連合会		(シ) 企業型運用関連運営管理機関	
(ス) 個人型運用管理運営管理機関		(セ) 中小企業基盤整備機構	
(ソ) 勤労者退職金共済機構		(タ) 国民年金基金連合会	
(チ) 老齢給付金	(ツ) 脱退一時金	(テ) 障害給付金	(ト) 死亡一時金

設問7. 次は、令和5年1月20日に厚生労働省が公表した「令和5年度の年金額改定について」における国民年金及び厚生年金に係る年金額改定に関する記述を抜粋したものである。

総務省から、本日（1月20日）、「令和4年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、令和5年度の年金額は、法律の規定に基づき、新規裁定者（67歳以下の方）は前年度から（ A ）%の引き上げとなり、既裁定者（68歳以上の方）は前年度から（ B ）%の引き上げとなります。

(略)

【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、（ C ）手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は（ C ）手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

(略)

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲（ D ）%）と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲（ E ）%）が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は（ A ）%、既裁定者は（ B ）%となります。

(略)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成（ F ）年の年金制度改正により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

(略)

【選択肢】

(ア) 0.0	(イ) 0.1	(ウ) 0.2	(エ) 0.3
(オ) 0.4	(カ) 0.5	(キ) 1.0	(ク) 1.2
(ケ) 1.9	(コ) 2.0	(ク) 2.2	(シ) 2.5
(ス) 2.8	(セ) 14	(ソ) 15	(タ) 16
(チ) 名目	(ツ) 実質	(テ) 平均	

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

(業務)

第2条 行動規範の対象となる業務(以下「業務」という。)は以下の通りである。

- (1) 厚生年金基金の数理計算業務及び法令に定める(A)業務
- (2) 確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める(A)業務
- (3) 国民年金基金の数理計算業務及び法令に定める(A)業務
- (4) 退職給付会計に関する数理計算業務
- (5) 確定拠出年金の(B)の算定にかかる数理計算業務及び
法令に定める(A)業務

【選択肢】

(ア) 助言	(イ) 確認	(ウ) 申請	(エ) 報告	(オ) 管理
(カ) 事業主掛金の額		(キ) 他制度掛金相当額		(ク) 拠出限度額
(ケ) 企業型年金の給付の額		(コ) 個人別管理資産額		

問題2. 次は、「確定拠出年金法施行令」に定める「他の制度の資産の移換の基準」および通知「確定拠出年金制度について」の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に定める「厚生年金基金等の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分の算定方法等」の記述である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二條 法第五十四條第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金であって、当該確定給付企業年金の事業主等(同法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。)が同法第八十二条の二第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの(当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であった者が、その者が負担した掛金を原資とする部分(以下この号及び次号において「本人負担分」という。))の移換に(A)しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。)

(以下略)

第8 厚生年金基金、確定給付企業年金等から企業型年金への資産の移換に関する事項

1 厚生年金基金等の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分の算定方法等

令第22条第1項第1号及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第4項によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行令第22条第1項第1号に規定する「原資とする部分」とは、①資産のうち、加入員等の負担に基づいて行われる給付であって、基準日(厚生年金基金等の(B)変更日(解散又は終了にあつてはその日))までに発生しているとみなすことが合理的である給付に相当する部分をいうこと。

なお、厚生年金基金等から企業型年金への資産の移換にあたり、加入員等が、当該加入員等が負担した掛金等を原資とする部分の移換に(A)しない場合にあつては、当該部分を除いた資産を移換するものとする。

②ただし、確定給付企業年金の加入者等が負担した掛金を原資とする部分を移換する場合にあつては、(設問3)を当該加入者等に十分説明したうえで(A)を取る必要があること。

2 (略)

設問1. A~Bの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

設問2. ①の下線部分について、通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の別紙1「承認要件等」には二つの具体例が記載されている。このうち一つの内容を簡記せよ。

設問3. ②の空欄部分には、確定給付企業年金と企業型年金の課税時期の相違点を勘案した措置に関する記載がある。この内容を簡記せよ。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

設問1. 次は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金の受給要件・年金額の概要である。以下の①～⑤の空欄に入る数値をそれぞれ記載せよ。

	受給要件	年金額(各種加算額は除く)
老齢基礎年金	受給資格期間 ① 年以上	基本年金額×(保険料納付済期間+各種免除期間×係数(※1))÷480
老齢厚生年金	厚生年金の加入期間1ヶ月以上	報酬比例部分(※2)
遺族基礎年金	老齢基礎年金の受給権者であった方 又は 老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき(※3) など	795,000円(※4)
遺族厚生年金	老齢厚生年金の受給権者であった方 又は 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき(※3) など	死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3

(※1) 4分の3納付月における係数は(②)

(※2) 以下のA+Bの合計

A: (平成15年3月以前の加入期間)平均標準報酬月額×(③)

×平成15年3月までの加入期間の月数

B: (平成15年4月以降の加入期間)平均標準報酬額×(④)

×平成15年4月以降の加入期間の月数

(※3) 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が(⑤)年以上に限る

(※4) 令和5年4月分からの、子のある67歳以下の配偶者が受け取る時の金額

設問2. 老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引き上げに伴い、2023年4月より「特例的な繰下げみなし増額制度」が新設された。以下の3点につき、概要を簡記せよ。

① 「繰下げ受給の上限年齢」の変更内容

② 「70歳以降に請求し、繰下げ受給を選択しない場合の支給額」の変更内容

③ 73歳の方が年金を請求し繰下げ受給を選択しない場合の年金額の増額率

問題4. 確定給付企業年金並びに他制度掛金相当額に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」中の、他制度掛金相当額等の算定方法部分の抜粋である。

以下のA~Dの空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。なお、当該通知に記載してあった、関係法令条項の記載は省略している。

(1) DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

① DB(リスク分担型企業年金を除く。)の加入者に係る他制度掛金相当額は、次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。

ア 「加入年齢方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額は a に掲げる額を b に掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。(略)

a (A)

b (B)

(略)

ウ 「閉鎖型総合保険料方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額は a に掲げる額を b に掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。

a (C)

b (D)

設問2. 確定給付企業年金法第58条第2項における「厚生労働省令で定める場合」として確定給付企業年金法施行規則第50条に規定されている財政再計算を実施する事由を「基金を合併する場合」「基金を分割する場合」「規約型企業年金から基金、又は、基金から規約型企業年金への移行」以外で2つ記載せよ。

設問3. 2022年5月において新たに認められた制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の方法を2つ記載せよ。

問題5. 次は、ある企業の(リスク分担型企业年金ではない)確定給付企業年金制度の財政決算における非継続基準に関する諸数値である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。解答にあたっては、公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスに記載された方法により計算を行い、翌事業年度の最低積立基準額の見込額及び特例掛金の額の端数処理は千円未満を四捨五入すること。また、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。(8点)

財政決算における非継続基準に関する諸数値は以下の通り (千円)

	令和5年3月31日	令和4年3月31日	令和3年3月31日
純資産額	380,000	355,000	346,000
最低積立基準額	399,300	363,000	330,000

<特例掛金を計算するにあたっての前提>

- ・特例掛金の計算は確定給付企業年金法施行規則第58条に基づき算定する。
- ・特例掛金は、翌々事業年度の期初に年1回定額で拠出し、特例掛金の上限額を拠出する。
- ・翌事業年度の最低積立基準額の見込額は、以下の式にて算定する。当該計算に用いる予定利率は厚生労働大臣の定めた率を使用し、労使合意等を条件にした予定利率の変更は行っていない。

$$\begin{aligned} & \text{『当年度最低積立基準額} \times \left\{ \frac{(1 + \text{当年度予定利率})}{(1 + \text{翌年度予定利率} (\text{※}))} \right\}^{20} \\ & - \text{前年度最低積立基準額} \times \left\{ \frac{(1 + \text{前年度予定利率})}{(1 + \text{当年度予定利率})} \right\}^{20} \\ & + \text{当年度最低積立基準額} \end{aligned}$$

- ※ 翌年度予定利率については、予定利率に関する告示が計算基準日までに発出された場合は当該率を計算に反映し、計算基準日までに発出されていない場合は、当年度予定利率と同値を用いる。

設問1. 令和4年3月31日の財政検証において非継続基準に抵触した。翌事業年度における積立金の増加見込額は、25,000千円としたとき、当該財政検証の基準日の属する年度の翌々事業年度に拠出する特例掛金の額はいくらになるか。

設問2. 令和5年3月31日の財政検証においても非継続基準に抵触した。翌事業年度における積立金の増加見込額は、25,000千円としたとき、当該財政検証の基準日の属する年度の翌々事業年度に拠出する特例掛金の額はいくらになるか。

設問3. 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法(確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条)を採用した場合に、翌々事業年度以後の積立金の額の見込み額の計算に用いる運用利回りを簡記せよ。

問題6. 退職給付会計に関し、以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. ある企業の退職給付債務に関する諸数値は下表のとおりであった。

次の割引率で実際に計算した退職給付債務の額

割引率	退職給付債務
1.50%	10,100 百万円
1.00%	11,000 百万円

上表を用いて、退職給付債務のマコーレー・デュレーションの近似値を公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイド」に記載されている「対数の差分による方法」により計算せよ。なお、計算結果に小数点以下第2位以下の端数が生じた場合、小数点第2位を四捨五入することとし、計算にあたっては次の諸数値を使用すること。また、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。

$\log_{10} 100.0 = 2.00000$	$\log_{10} 101.0 = 2.00432$	$\log_{10} 101.5 = 2.00647$
$\log_{10} 102.0 = 2.00860$	$\log_{10} 110.0 = 2.04139$	$\log_{10} 120.0 = 2.07918$
$\log_{10} 130.0 = 2.11394$	$\log_{10} 140.0 = 2.14613$	$\log_{10} 150.0 = 2.17609$

設問2. 次は、企業会計基準委員会が公表している「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理」に関する記述である。以下のA~Gの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。なお、原文の設例及び関係する項の記載は省略している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理

33. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、次のように会計処理する。

- (1) 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、(A) として、(B) を構成する項目に含めて計上する。
- (2) 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理されない部分(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。)については、(C) で認識した上で、純資産の部の(D) に計上する。
- (3) (D) に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分について、(E) を行う。
(2)の(C) の処理にあたっては、(C) に関する、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金(以下「(F)」という。)及び(G) を調整する。また、(3)の(D) の処理にあたっては、これらに関する、当期までの期間に課税された(F) 及び(G) を調整する。

(以下略)

- 設問3. 企業会計基準委員会が公表している「実務対応報告第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」には、実務上、改訂日現在ではなく決算日現在で過去勤務費用の測定を行うことも許容されると考えられるとの記載がある。どのような場合に改訂日現在ではなく決算日現在で過去勤務費用の測定を行うことが許容されるのか簡記せよ。
- 設問4. 「International Accounting Standard 19 Employee Benefits」における確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額の算定方法を簡記せよ。

問題7. 確定給付企業年金及び確定拠出年金を実施しているA社は2023年3月31日基準の財政再計算において他制度掛金相当額を算定したところ月額35,000円となった。仮に当該財政再計算における他制度掛金相当額35,000円を適用した場合、これまでの確定拠出年金の拠出限度額が維持できなくなる加入者が発生することを契機としてA社は退職給付制度の見直しを検討している。以下の情報を踏まえ、年金数理人としてアドバイスすべきことを述べよ。企業年金制度の設計・財政については、以下で与えられた数値も踏まえたアドバイスとすること。また、回答にあたりA社における前提が不足している場合は、一定の前提を明記して回答してよい。(解答用紙3枚以内) (35点)

<前提>

A社について

- ・従業員数は1,000人
 - ・定年年齢は60歳
 - ・退職金の定年時のモデル給付額(一時金ベース)は3,000万円
 - ・従業員全員が確定給付企業年金と確定拠出年金に加入している
 - ・確定給付企業年金と確定拠出年金の移行割合はそれぞれ約60%、約40%
- 両制度ともにA社単独で実施

○確定給付企業年金に関する諸数値は以下のとおり

一給付額算定式は最終給与比例制(給与の一定割合×勤続年数×自己都合乗率)

自己都合乗率は以下のとおり

年齢	自己都合乗率
30歳未満	0.2
30歳以上40歳未満	0.3
40歳以上50歳未満	0.5
50歳以上55歳未満	0.8
55歳以上	1.0

一予定利率は1.0%

一年金は60歳支給開始・15年保証終身年金、給付利率は5.5%

一2023年3月31日基準の財政再計算における年金資産は28,500百万円、数理債務は28,000百万円(うち受給権者13,000百万円)、最低積立基準額は30,000百万円

一2023年3月31日基準の財政再計算における他制度掛金相当額は「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」第三条に基づき算定

一特別掛金の設定はなし

一財政再計算結果に基づき2024年4月から特例掛金を拠出予定

一近年、若年の退職率が高く、高齢は低い

○確定拠出年金に関する諸数値は以下のとおり

ー掛金月額は年齢別定額。具体的な金額は以下のとおり

年齢	掛金額（月額）
30歳未満	10,000円
30歳以上40歳未満	15,000円
40歳以上50歳未満	20,000円
50歳以上55歳未満	25,000円
55歳以上	27,500円

ー想定利回りは2.5%

ー加入者の本人拠出は認めていない

○A社の意向は以下のとおり

- ・従業員への福利厚生観点から可能な限り現行の給付水準を維持したい
- ・当面の会社業績が不透明であり、掛金拠出等のキャッシュアウトの安定化を図りたい
- ・人材確保観点から若年の退職率が高いことについて抑制を行いたい
- ・定年年齢の65歳への引き上げについて3年後を目処に検討中